

# 南知多町営住宅募集案内書

## 1 申込方法

入居申込書に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ役場まちなみ環境課又は各サービスセンターに提出してください。

## 2 申込資格

次の各号の条件を満たしている方は申込みできます。

- (1) **町内に居住し、又は勤務場所を有する者であること。**
- (2) **現に同居し、又は同居しようとする親族があること。**

- ① 親族とは民法上の親族を意味します。（内縁関係にある方、婚約者、愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者及び里親に養育されている児童を含む。）
- ② 内縁関係にある方は、住民票に「未届（内縁）の妻（夫）」と記載されており、戸籍謄本でもほかに婚姻関係がないことが確認できる場合は申込みできます。（「同居人」の場合は申込みできません。）
- ③ 里親制度により、里子・里親の関係にあることが里親措置決定通知書により確認できる場合は申込みできます。
- ④ 離婚調停中（家庭裁判所発行の事件係属証明書等が必要）や、高齢者施設への入所（入所証明等が必要）などの理由がない限り、夫婦を分割して申込むことはできません。
- ⑤ 配偶者から暴力をうけているDV被害者世帯は戸籍上夫婦でも分割して申込みできます。
- ⑥ 不自然に家族を分割する場合や、不自然な寄り合い世帯及び税法上の扶養関係がない親族等で構成された世帯は申込みできません。  
例：兄弟姉妹（両親死亡の場合を除く）での申込み。  
例：他の人に扶養義務がある親族と同居する申込み。  
例：祖父母と扶養関係のない孫との申込み。  
例：おじ、甥、いとこ等との申込み。  
例：友人、知人同士での申込み。

- ⑦ 町が定める入居可能日から10日以内に、申込書記載の家族全員が入居できる方でないと申込みできません。

なお、婚約により申し込みされた方は、入居可能日から10日以内に申込家族のうち1名は必ず入居し、1か月以内には申込家族全員が入居してください。（入居後、世帯全員の住民票の写しを提出していただきます。婚約者の方は婚姻届手続終了後の住民票の写しを提出してください。）

- ⑧ 出生や死亡の場合を除き、申請後の同居親族の変更や婚約者の変更があった場合は申込みを無効とします。（死亡等により単身者となった場合は、入居の資格を失います。）

### (3) 条例に定める収入基準に適合していること。

- ① 申込日現在での申込家族全員の収入金額が、収入基準の計算対象となります。
- ② 婚約者の方を除き、申込日現在で収入のある方を退職予定での無職無収入とした申込みはできません。

### (4) 現に住宅に困窮していることが明らかなこと。

申込者本人及び同居予定者の中に持ち家（自家所有者・共有名義含む）の方がいる場合は申込みできません（売却や差し押さえ等により、入居可能日までに持家でなくなることが証明できる場合を除きます。）

### (5) 申込者（同居親族を含む）が暴力団員でないこと。

ここでいう暴力団員とは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、愛知県警察本部に照会することがあります。

下記の条件に当てはまる方は(3)から(5)の条件を満たしていれば申込みができます。（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。）

#### 老人

60歳以上の者

#### 心身障害者

障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者で、その障害の程度が次のアからウに掲げる障害の種類に応じ当該アからウに定める程度であるもの

- ア 身体障害　身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度  
イ 精神障害（知的障害を除く。以下同じ。）　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度  
ウ 知的障害　前号に規定する精神障害の程度に相当する程度

#### 戦傷病者

戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの

#### 原子爆弾被爆者

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

#### 生活保護法による被保護者等

生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者

### 引揚者

海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

### ハンセン病療養所入所者

ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

### DV被害者

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者で又はイのいずれかに該当するもの

ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行つた者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

### 災害被災者

被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第19条に規定する被災者等並びに福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第27条に規定する特定帰還者及び条例第39条に規定する居住制限者（ただし、東日本大震災復興特別区域法第19条に規定する被災者等については、同条の認定を受けた復興推進計画に記載された同条第2項の期間が満了する日（その日が令和3年3月11日後の日であるときは、同月11日）までの間に限る。）

## 3 選考方法

- (1) 20歳未満の子を扶養している寡婦（寡夫）、引揚者、炭鉱離職者、老人（65歳以上）、心身障害者等については、優先的に選考されて入居することができます。
- (2) 住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合いの高い者から入居者を決定します。
- (3) 住宅の困窮順位が決め難い場合は、公開抽選により入居者を決定します。

## 4 入居決定通知

- (1) 入居決定者は、入居可能日の10日前に文書により「入居決定通知書」及び「入居説明会」の開催場所日時を連絡いたしますので、必ずご本人又はご家族の方がご出席ください。
- (2) 入居決定通知書には、敷金（家賃の3か月分）の納付書及び賃貸借契約書等の書類が同封されておりますので、指定された期日までに敷金の納付及び賃貸借契約書等の作成をしてください。
- (3) 賃貸借契約締結の際には、緊急連絡先となる方が2名必要となります。
- (4) 申込後に住所や連絡場所を変更された方、又は辞退される方は、直ちに役場まちなみ環境課へご連絡ください。

## 5 共 益 費

共益費とは、共同で使用する施設の保守管理費用、使用料などで、入居者の方がご負担する費用で、次のようなものが含まれ、家賃と合わせて徴収します。

- (1) 汚物の処理等に関する費用（排水管の清掃費、汚物処理場の保守管理費用等）
- (2) 共用部に設置されている設備を使用するための費用（階段灯、街路灯の電気使用料、共用水栓の水道使用料等）
- (3) その他共用部の修繕等費用

## 6 自己負担について

家賃・共益費の他に、次のような費用が必要となります。

- (1) 水道、電気、ガス等の使用料※
- (2) 居住中に破損及び汚損した箇所の修繕費用
- (3) 置表の取替、襖の張替等の退去修繕費用
- (4) 共用敷地の清掃及び樹木、草木等を手入れするための費用
- (5) 自治会費（町内会費）等に類する費用

※水道・電気・ガス等の使用契約手続きは入居者ご自身でしていただく必要があります。

## 7 資 格 勝 失

次の方は、入居決定後であっても入居の資格を失います。

- (1) 受付後において、申込資格がないことが判明した方。
- (2) 受付後において、二重申込み又は虚偽の申込みをしたことが判明した方。（この場合は今後の受付は一切いたしません。）
- (3) 受付後において、同居親族の変更（出生、死亡の場合を除く）や婚約者の変更があった方。
- (4) 受付後において、住宅や連絡場所等の変更があっても連絡がなった方。
- (5) 指定された期日までに、敷金の納付及び賃貸借契約書等の作成をされない方。
- (6) 正当な理由がなく、事前に連絡せずに入居説明会を欠席された方。
- (7) 入居可能日から10日以内に申込家族全員が入居できない方。なお、婚約により申込みされた方は、入居可能の日から10日以内に申込者のうち1名は必ず入居し、入居可能な日から1か月以内には申込者全員が入居してください。
- (8) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員であることが判明したとき。

## 8 注 意 事 項

- (1) 入居者の皆様には自治組織としての町内会等既存のものに加入していただきます。
- (2) 毎月の家賃は必ず納期限（その月の月末）までに納付してください。家賃を3か月以上滞納されると、住宅を明け渡していただきます。  
また、緊急連絡先の方に家賃を滞納している旨を連絡したり、延滞金が加算されたりしますので、家賃は必ず納期限までに納めてください。
- (3) 犬、猫などのペット類は、鳴き声や悪臭等のため近隣の入居者の方に迷惑をかけることになりますので、飼育は固くお断りしています。申し込みに際しては、その点を十分ご留意いただき、良好な共同住宅環境で生活できるようご協力ください。（盲導犬は除きます。）
- (4) 町営住宅には、多数の方々が入居されています。快適な共同生活を円満に営むためには、「他人への思いやり」や「お互いの協力」が必要となります。入居されましたら、町営住宅を明るく楽しい生活の場所としてくださるようお願いします。
- (5) 町営住宅は、認められた同居家族だけが居住することができます。他の人に貸したり、入居の権利を他の人に譲ることはできません。不正入居の場合は、明渡しを求め、訴訟を提起することがあります。

## 9 申込みに必要な書類

- (1) 町営住宅入居申込書
- (2) 住民票の写し
- (3) 住宅に困窮していることを証する書類（理由書等）
- (4) 収入を証明する書類（7ページ参照）
  - ① 婚約者の方で、現在収入のある方でも、入居可能日までに退職することを条件に申込みをされる方は、退職予定証明書を提出してください。退職予定証明書があれば、所得証明書は不要です。  
なお、この場合、入居可能日までに退職証明書を提出していただくことになります。
  - ② 婚約者の方を除き、申込日現在で収入のある方を退職予定での無職無収入とした申込みはできません。
- (5) 無職又は扶養を証明する書類  
申込家族のうち収入のない方については、無職であることを証明する書類又は扶養されていることを証明する書類が必要です。
  - ① 最近退職された方は、離職票の写し又は退職証明書を提出してください。
  - ② 収入のある方の扶養になっている方は、健康保険証（国民健康保険証を除く）の写し又は、市町村の税務担当課で発行される非課税証明書を提出してください。
- (6) 婚約中の方は下記の書類
  - ① 婚約証明書
  - ② 婚約入居の誓約書

**(7) 次に該当する方は戸籍謄本**

- ① 両親が死亡し、兄弟姉妹で申込みをする方。
- ② 父子世帯、母子世帯で申込みする方。
- ③ 内縁関係で申込みをする方。
- ④ 別居中の親（子）世帯等と同居する申込みの方。

**(8) その他**

- ① 別居中の親（子）世帯等と同居する申込みの方は、同居入居の誓約書。
- ② 愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者は、愛知県ファミリーシップ宣誓書受理証明書（カード型の証明書可）の写し
- ③ 里親・里子と同居する申込みの方は、里親措置決定通知書の写し
- ④ 配偶者が高齢者施設（特別養護老人ホーム等）に入所の方は、入所証明書等
- ⑤ 心身障害者の方は、障害を証明する手帳の写し等。
- ⑥ 原子爆弾被爆者の方は、被爆者であることを証明する書類。
- ⑦ ハンセン病療養所入所者等世帯の方は、国立ハンセン病療養所等の長（廃止された私立のハンセン病療養所に入所していた方は、厚生労働省健康局疾病対策課長）の証明書
- ⑧ 配偶者から暴力を受けている世帯の方は愛知県女性相談支援センター長か愛知県内の母子生活支援施設長の証明書。あるいは地方裁判所の保護命令（接近禁止、住居からの退去）発効通知、女性相談支援センターその他の配偶者暴力相談支援センターが発行する証明書、又は行政機関や関係機関等と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体等が発行する確認書等
- ⑨ 離職退去者世帯の方は、解雇通知、寮・社宅からの退去通知等又は賃貸住宅の契約書と給与明細等
- ⑩ 生活保護を受けている方は、生活保護扶助料の受給証明書
- ⑪ 離婚調停中の方は、家庭裁判所発行の事件係属証明書。
- ⑫ 持家処分により申込みされる方は、不動産の媒介契約書又は競売開始の証明書等。
- ⑬ 現在、賃貸アパートや借家等に居住されている方は、賃貸借契約書の写し又は家賃の支払い済証明書等。

## 【収入を証明する書類区分表】

「申込みに必要な書類」のうち、収入を証明する書類については、次の区分表により該当する●印及び○印の書類を全て提出してください。なお、●印の書類により収入基準の審査をします。

申込者区分	収入を証明する書類 現在の状況 就職時期等により提出していただく書類が違いますのでご注意ください。	市 所 区 得 町 証 村 発 行 の 書	給 与 支 給 給 証 明 書	月 别 明 細 細 書	最近の年金振込通知書等の写し 又は 年金改定通知書等の写し	開 業 届 の 控 (税務署の受領印があるもの)	転 職 を 証 明 す る 書 類 卒業証明書・廃業届 退職証明書の写し等	扶 養 を 証 明 す る 書 類
給与所得者	① 前年1月1日以前から現在の勤務先に引き続き勤務している方	●						
	② 前年1月2日以降に就職(転職)し申込日までに1年以上経過している方	○	●					
	③ 前年1月2日以降に就職(転職)し申込日までの勤務期間が1年未満の方	○	●				○	
	④ 最近まで主たる収入者の扶養家族になつておらず、最近就職した方		●					○
自営業者等	⑤ 前年1月1日以前から引き続き営業している方	●						
	⑥ 前年1月2日以降に営業開始し申込日までに1年以上経過している方	○		●		○		
	⑦ 前年1月2日以降に営業開始し申込日までの営業期間が1年未満の方	○		●		○	○	
	⑧ 最近まで主たる収入者の扶養家族になつておらず、最近営業を始めた方			●		○		○
その他	⑨ 年金受給者	○			●			
	⑩ 失業中の方	●	雇用保険受給資格者証の写し					
	⑪ 生活保護受給者	●	生活扶助料受給証明書					

備考 (注1)所得証明書

市区町村の税務担当課において、総収入金額及び扶養家族の有無等を確認できる証明を受けてください。

(注2)給与支払証明書 ②の場合

現在の勤務先で、申込む月の前月から過去1年間分の支給証明を受けてください。(残業手当、賞与等を含む)

③④の場合

現在の勤務先で就職した月から申込む月の前月までの支給証明を受けてください。(賞与の予定分は含みません)

(注3)月別明細書 ⑥の場合

申込む月の前月から過去1年間の所得を記入してください。

⑦⑧の場合

営業を開始した月から申込む月の前月までの所得を記入してください。

(注) 1:書類審査の結果、不明な点がある場合は、事情に応じて必要な書類を提出していただきますのでご承知ください  
2:提出書類の内容について、勤務先等への照会等実態調査を行う場合がありますのでご承知ください。

### 《収入基準の対象とならないもの》

生活保護の扶助金、雇用保険給付金、傷病手当給付金、休業補償金、労災保険給付金、仕送り、奨学金、給与所得者の一定額までの通勤手当、遺族年金、障害年金、母子年金、老齢福祉年金などの課税されない所得は、収入基準の計算対象とはなりません。

## ◆ 所得月額の算出のしかた

入居資格の有無、区分を判定する根拠である「所得月額」とは、国の定めた決まりに基づいて算出したものです。

一般に言われる“手取り”などとは異なります。

以下の計算の順序に従って、あなたの世帯の「所得月額」を算出してください。

- 1 申込家族全員の年間総所得金額を対象とします。(前年1月2日以降に転職等をされた方で、収入等の証明の期間が1年未満の方は、1年間に換算します。)
- 2 各々の年間総所得金額から個別の特別控除額を控除し合算します。
- 3 合算した金額から一般控除額及びその他の特別控除額を控除した後、12で除して所得月額を算出します。

### ●年間総所得金額

給与所得者の方は1年間の所得金額（源泉徴収票での「給与所得控除後の金額」）のことです。自営業の方は年間の総収入金額から所得税法上の必要経費を差引いた後の金額のことです。

### 《算式》

年間総所得 金額 ※注1	基礎控除		個別の特別控除		一般控除 38万円 × 同居親族数 又は 扶養親族数	その他の特別控除	
	振替分 10万円 ※注2	—	ひとり親 35万円 寡婦 27万円 ※注3	—		障害者 27万円 特別障害者 40万円 16歳以上 23歳未満の者に係 る扶養親族 25万円 老人扶養親族 10万円	+
収入のある方が2人以上いる場合には、上記の算式で各々計算し（マイナスのときは0とする）出した金額を合算した金額							

÷ 12

※注1 給与所得と年金所得の双方を有する場合、租税特別措置法により、所得金額調整控除として最大10万円控除となります。

※注2 個人事業主（自営業者等）の方は上記算式の基礎控除振替分はありません。

※注3 ひとり親と寡婦の併用はできません。

区分	控除項目	控除対象者	控除額
一般控除	同居親族控除	申込家族のうち申込者以外の方	1人につき 38万円
	扶養親族控除	申込家族には入っていないが、所得税法上の扶養親族控除の対象として認められている方（仕送りをしているだけでは扶養親族にならない場合があります）	
個別の特別控除	ひとり親控除	<ul style="list-style-type: none"> <li>・離婚した後、婚姻していないか、配偶者と死別したのち婚姻していない者で生計を一にする子（注1）を有し、合計所得金額が500万円以下の方</li> <li>・配偶者の生死が不明又は、婚姻によらないで母（父）になった女子（男子）で、生計を一にする子（注1）を有し、合計所得金額が500万円以下の方</li> </ul>	その人の所得から 35万円
	寡婦控除	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夫と死別し又は離婚したのち婚姻していないか、夫の生死が不明の方で子以外の扶養親族を有し合計所得金額が500万円以下の方</li> <li>・夫と死別したのち婚姻していないか、夫の生死が不明の方で合計所得金額が500万円以下の方</li> </ul>	その人の所得から 27万円
その他特別控除	障害者控除	申込者又は一般控除対象者の中で心身障害者であり、手帳等を交付されている方	1人につき 27万円
特定扶養親族控除	特別障害者控除	申込者又は一般控除対象者の中で重度の心身障害者であり、手帳等を交付されている方	1人につき 40万円
老人扶養親族控除		一般控除対象者の中で年齢16歳以上23歳未満の方で、収入のある方の扶養親族と認められている方 （控除対象配偶者は除く）	1人につき 25万円

（注） 婚約者の方は同居親族に含みますが胎児は含みません。年齢は、申込受付期間最終日現在の満年齢とします。

（注1） この場合の子は、その年分の総所得額等が48万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族でない人に限られます。

計算した所得月額による申し込み資格は次の通りです。

申し込み可否	所得月額
×申し込みできません	214,001円以上
△条件により申し込みできます	214,000円以下
○申し込みできます	158,000円以下

下記条件に該当する世帯の方は上記の「△条件により申し込みできます」の所得月額でも申し込みができます。

① 高齢者世帯

申し込み者が 60 歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが 60 歳以上又は 18 歳未満の者である場合

② 心身障害者世帯

申し込み者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族で下記に該当する方がいる場合

ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号の 1 級から 4 級までのいずれかに該当する程度

イ 精神障害（知的障害を除く。以下同じ。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 155 号）第 6 条第 3 項に規定する 1 級から 3 級までのいずれかに該当する程度  
ウ 知的障害 前号に規定する精神障害の程度に相当する程度

③ 子育て世帯

同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

④ ハンセン病療養所入所者等世帯

申し込み者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族で平成 8 年 3 月 31 日までに国立ハンセン病療養所または国内ハンセン病療養所に入所していた方がいる場合

⑤ 原爆被爆者世帯

申し込み者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族で、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第 11 条第 1 項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方がいる場合

⑥ 引揚者世帯

申し込み者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族で、海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して 5 年を経過していない方がいる場合



【お問い合わせ】

南知多町役場 建設経済部

まちなみ環境課 まちなみグループ

〒470-3495

愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪 18 番地

Tel : 0569-65-0711(代) 内線 526

Fax : 0569-65-0694